

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社西山工務店
代表者及び住所 兵庫県豊岡市泉町11-26
2. 指名停止措置期間 : 令和7年11月28日から令和8年1月27日まで(2ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社西山工務店は、同社が豊岡河川国道事務所から請け負った兵庫県豊岡市内の向日置川道路改良工事において、U型擁壁の施工時、発注者と協議を経ずに隣接する施工済みL型擁壁下部の地盤改良体を一部撤去し、強度確認を行わずに土砂で埋め戻しを行ったところ、L型擁壁の沈下・傾きが発生した。
また、沈下・傾きを隠すために、同社にてモルタルによる上塗り補修を行ったため、その補修箇所に変位によるクラックが発生し、発注者が発見したものである。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社西山工務店がL型擁壁の沈下・傾きを発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第2号(過失による粗雑工事)に該当するため。
従って、本件については、指名停止2ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1>

(過失による粗雑工事)

2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事(以下この表において「地方整備局発注工事」という。)の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)が軽微であると認められるときを除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 柳原 宏明 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)